

令和8年度 山梨県小中学校体育連盟（選手権・総体・新人戦）

ラグビー専門部 競技細則

1・団体競技（バレーボール・バスケットボール・サッカー・ハンドボール・軟式野球・ソフトボール・ラグビー）		
<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加を認める条件 ・大会参加した場合に守るべき条件 ・大会参加を認めない場合 (追記事項) 	<p>地域クラブ活動は、生徒が選手として生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することが求められる。運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを遵守すること。</p> <p>①大会参加を認める条件 地域クラブ活動（チーム）が参加をする場合</p> <p>(1) 地域クラブは、市町村の認可、または登録を行い市町村教育委員会管理下のもと運営を行う。</p> <p>(2) 教育内大会に出場するチームは（公財）日本ラグビーフットボール協会及び山梨県ラグビーフットボール協会にチーム登録をすること。</p> <p>(3) （公財）日本ラグビーフットボール協会の新スタートコーチとセーフティーアシスタントの資格を有している指導者が在籍していること。</p> <p>(4) （公財）日本ラグビーフットボール協会のJRFUスタートレフリーコースの資格を有している指導者が在籍していること。（B級以上の資格を取得を目指すことを推奨する）</p> <p>(5) 関係者は（公財）日本ラグビーフットボール協会が派出する倫理及び処分規定を遵守すること。</p> <p>(6) 役員・選手がチームに登録する場合は、チーム関係者の全てが居住地区、又は最も居住地区に近いチームでなければならない。</p> <p>②大会に参加する場合に守るべき条件 地域クラブ活動（チーム）が参加をする場合</p> <p>(1) 山梨県小中学校体育連盟ラグビー専門部及び山梨県ラグビーフットボール協会の規則・運営・運営方法に承諾した上で参加すること。</p> <p>(2) 教育内大会だけでなく、山梨県ラグビーフットボール協会の普及事業に関わりながら幅広く活動することに承諾したうえで参加すること。</p> <p>(3) 山梨県小中学校体育連盟ラグビー専門部の活動に参加する可能性がある生徒が在籍する地域クラブ活動のチームやラグビースクール関係者の指導者は年度当初の会議に1名は必ず参加すること。</p> <p>③大会参加を認めない場合。</p> <p>(1) （公財）日本ラグビーフットボール協会のチームの登録等に関する規定（移籍について含む）が遵守されていない場合は制限がある。</p> <p>(2) 関東ラグビーフットボール協会の2025年現在の規定は、クラブでの活動と中学校での活動を完全に分けて大会を実施することが基本となっている。そのため、中学生の複数登録に関する運用ガイドラインに則り大会参加の制限がある。</p>	
2・登録について		
<ul style="list-style-type: none"> ・中央競技団体 	チーム	個人
	必要	必要
<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号の有無 	有	有
<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県競技団体 	チーム	個人
	不必要	不必要
<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号の有無 	無	無
3・必要な資格について		
<ul style="list-style-type: none"> ・指導者 	必要	（公財）日本ラグビーフットボール協会が行う新スタートコーチ、セーフティーアシスタントの資格を有する者が在籍していること
<ul style="list-style-type: none"> ・審判 	必要	地域クラブ活動チームについてはJRFUスタートレフリーコースの資格を有する者が在籍していること
4・その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に安全推進講習会を受講する必要がある。 ・登録事務や大会参加の規定を周知するために、各種大会に参加する可能性のある生徒が在籍しているチームの代表者は、年度当初の専門部会議に必ず出席すること。 		

※この細則は、スポーツ庁、日本中体連、山梨県小中体連および競技団体より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。